

全国の介護サービス事業者等の行政処分事例集（令和２年４月～１０月）

揖斐広域連合介護保険課まとめ

No.	通知日	事業種類	処分内容	返還額	違反内容等
1	令和2年4月17日	認知症対応型 共同生活介護	指定効力の 一部停止		・前払い金など受領できない金品を要求し、受領した。 ・高齢者虐待防止に関する研修が徹底されていない。 ・利用者１名に対し、多額の前払い金等を要求し受領するなどして、経済的虐待を行った。 ・監査において、施設長が虚偽の答弁を行った。 ・認知症対応型共同生活介護計画について、利用者の要介護認定やその期間に基づかない計画が作成・使用され、利用者の心身の状況を踏まえた計画を作成・変更することを定めた運営基準に違反した。 ・身体拘束等の適正化を図るための措置について、委員会の開催や指針の整備、研修の実施が行われていない。 ・認知症対応型共同生活介護計画が存在しない期間（延べ３人・97日分）について、通常の介護報酬を請求し受領した。 ・身体拘束廃止未実施減算に該当するにもかかわらず、通常の介護報酬を請求し受領した。 （6か月の新規受け入れ停止及び報酬請求上限7割）
2	令和2年4月23日	訪問看護	指定取消		指定申請時、勤務一覧表に関し、勤務する予定のない者を充て、員数を満たすように偽装を行った上で指定申請書を提出し、指定を受けた。
3	令和2年4月23日	通所介護 （総合含む）	指定取消	2,944,040	・3ヶ月ごとに１回以上の居宅訪問を行っていないにもかかわらず、34人の利用者の個別機能訓練加算Ⅰを不正に請求した。 ・3ヶ月ごとに１回以上の居宅訪問を行っていないにもかかわらず、41人の利用者の個別機能訓練加算Ⅱを不正に請求した。
4	令和2年4月24日	福祉用具貸与	指定取消		退職者の名義を使用し、人員基準を満たすものとして、指定更新申請を行い、指定の更新を受けた。
5	令和2年5月22日	認知症対応型 共同生活介護	指定効力の 一部停止		・「要介護者の人格を尊重する」義務に違反する事実が確認された。 ・介護従事者Ⅹは、利用者を怒鳴りつける心理的虐待を行った。 ・介護従事者ⅩとⅪは、複数の利用者に対して、頭部をたたくなどの身体的虐待を幾度も行った。 ・介護従事者Ⅺは、利用者の腹部を複数回殴打するなどの身体的虐待を行い、結果として利用者を死亡させた。

全国の介護サービス事業者等の行政処分事例集（令和２年４月～１０月）

揖斐広域連合介護保険課まとめ

No.	通知日	事業種類	処分内容	返還額	違反内容等
6	令和2年5月27日	居宅介護支援	指定取消	4,673,000	・利用者25人について、サービス担当者会議の開催等を行っておらず、その記録が無い。 ・利用者34人について、308月分のモニタリングの結果を記録していなかった。 ・運営基準減算に該当するにもかかわらず、減算することなく、411月分の居宅介護支援費を不正に請求し受領した。 ・利用者4人について、事実とは異なるモニタリング表を市に提示し、適正にモニタリングを行ったように虚偽の報告を行った。 ・併設する訪問介護事業所の不正な請求に対し、適正に給付管理を行わず、訪問介護事業所の不正に関与した。 ・併設する訪問介護事業所が、無資格者による喀痰吸引を実施していることを認識しながら黙認し、利用者一人のサービス提供事業所として位置づけ、適切な措置をとらなかった。
7	令和2年6月1日	居宅介護支援	指定取消	4,870,000	・運営基準減算に該当するにもかかわらず、減算することなく不正に請求した。 ・利用者49名分について、モニタリング結果を記録していない又はサービス担当者会議を開催していない。 ・複数事業者の紹介に関する事項及び選定理由の求めができることについて文書交付による説明を行っていない。
8	令和2年6月26日	通所介護 (総合含む)	指定効力の 一部停止		・人員基準違反、運営基準違反、虚偽の報告（6か月の新規受け入れ停止）
9	令和2年7月10日	訪問介護	指定の全部 効力停止		・監査に係る帳簿書類の提出命令に対し、提出しなかった。 ・質問事項に対し、回答しなかった。 （6か月の停止）
10	令和2年8月17日	訪問介護 訪問看護	指定取消	3,471,168	・休暇又は勤務前若しくは退勤後の従業者がサービス提供を行ったとする虚偽のサービス提供記録を作成し、不正に介護給付費を請求し受領した。 ・サービス提供記録がないにもかかわらず、不正に介護給付費を請求し受領した。

全国の介護サービス事業者等の行政処分事例集（令和２年４月～１０月）

揖斐広域連合介護保険課まとめ

No.	通知日	事業種類	処分内容	返還額	違反内容等
11	令和2年8月21日	訪問介護 居宅介護支援	指定取消	1,859,003	・提供していない訪問介護員がサービスを提供したとする虚偽のサービス提供記録を作成し、不正に請求した。 ・同一の訪問介護員が、同日同時時間帯に複数の利用者に対し、サービスを提供したとする虚偽のサービス提供記録を作成し、不正に請求した。 ・実際には勤務していない訪問介護員がサービスを提供したとする虚偽のサービス提供記録を作成し、不正に請求した。 ・キャンセルのあったサービスに対し、サービス実績がないにもかかわらず、サービスを提供したとする虚偽のサービス提供記録を作成し、不正に請求した。 ・声かけや安否確認程度の過少なサービスしか行っていないのに、事実と異なる虚偽のサービス提供記録を作成し、不正に請求した。 ・不正事実隠ぺいのため、監査の際、改ざんしたシフト表を提出した。また、業務日誌を提出せず、処分した。 ・虚偽の給付管理を行い、訪問介護事業所の不正に加担した
12	令和2年9月1日	地域密着型 通所介護 (総合含む)	指定の全部 効力停止	なし	・利用者2名について、サービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのようにサービス提供票に実績を架空に計上し、不正に請求し受領した。（６か月の停止）
13	令和2年9月1日	地域密着型 通所介護 (総合含む)	指定の全部 効力停止	148,096	・人員に関する違反～生活相談員が１以上配置されていない。機能訓練指導員が配置されていない。 ・運営に関する違反～地域密着通所介護計画が作成されていない。サービス提供記録が作成されていない日があった。 ・介護給付費の請求に関する不正～算定根拠となる書類がないものについて、請求を行っていた。利用者３人に対する水増し請求があった。（６か月の停止）
14	令和2年9月3日	居宅介護支援	指定効力の 一部停止	3,132,746	・運営基準違反（アセスメント、サービス担当者会議、モニタリング等が行われていない事例があった）による減算を行うことなく不正に介護報酬を請求した。（６か月の新規受け入れ停止）

全国の介護サービス事業者等の行政処分事例集（令和2年4月～10月）

揖斐広域連合介護保険課まとめ

No.	通知日	事業種類	処分内容	返還額	違反内容等
15	令和2年9月16日	訪問介護	指定取消	11,544,720	・ サービス提供を行っていないにもかかわらず、訪問介護費を不正に請求した。 ・ サービス提供責任者がいないにもかかわらず、虚偽の業務日誌を作成し、訪問介護費を不正に請求した。 ・ 実際の提供より長時間の訪問介護費を不正に請求した。 ・ 実際の提供と異なる区分の訪問介護費を不正に請求した。 ・ 早朝加算、夜間加算を不正に請求した。 ・ サービス提供責任者が配置されていないのに、初回加算、特定事業所加算を不正に請求した。 ・ 監査において、虚偽報告、虚偽答弁があった。
16	令和2年9月16日	居宅介護支援	指定の全部効力停止	なし	・ No. 13の訪問介護事業所の不正な介護報酬が支払われるよう給付管理を行い、不正な請求をほう助した。（3か月の停止）
17	令和2年9月30日	通所介護	指定取消		・ 勤務させる見込みがない生活相談員及び介護職員を勤務一覧表に記載し、虚偽の書類を提出することで、不正に指定を受けた。 ・ 算定要件を満たさないのに、個別機能訓練加算を不正に請求し受領した。 ・ 基準上必要な看護職員が配置されていないのに、看護職員の人員基準欠如に係る減算を適用せず、満額の不正請求をし受領した。 ・ 聴取において、虚偽の答弁を行った。 ・ 実地指導において、虚偽の勤務一覧表及び出勤簿、虚偽の給与一覧表及び労働契約書を提出した。
18	令和2年10月2日	居宅介護支援	指定効力の一部停止		・ 監査後の改善勧告、改善命令に対し、改善期限を超過したにもかかわらず、改善が完了したことの報告が行われなかった。（3か月の新規受け入れ停止）
19	令和2年10月12日	訪問介護 (総合含む)	指定取消	11,984,977	・ 提供していないサービスを提供したかのように、虚偽の提供記録等を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・ 実際に行っていない介護職員に対する処遇改善の実績を報告し、加算を不正に請求し受領した。
20	令和2年9月16日	訪問介護 (総合含む)	指定取消	なし	・ 監査において、法人代表者に帳簿書類その他物件提出を求めたが、これに従わなかった。 ・ 監査において、事実確認のため、再三連絡したが、これに応じず、事業所の営業を不明な状態にし、監査の進行を妨げた。